＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

令和３年４月 13 日時点 随時更新していきます Ver. １

（県からの営業時間短縮等要請指定区域外対象）
長野市感染拡大防止特別支援金Ｑ＆Ａ

Ｑ１　営業時間短縮等のお願いは法律等に基づくものか？

県要請指定区域外の飲食店等の皆様には、県が要請する施設の使用停止（休業）・営業時間短縮の要請に準じ、自主的な休業・営業時間の短縮をしたお願いしたものであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第９項の規定により行ったものではありません。

Ｑ２　営業時間短縮等のお願いの対象となる店舗は？

県要請指定区域外であって、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、20 時から午前５時までの間に酒類の提供を行う店舗が対象です。具体的には、キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ等の接待を伴う飲食店や、居酒屋、ファミリーレストラン等の酒類の提供を行う飲食店、酒類の提供を行うカラオケ店、酒類の提供を行うライブハウス（貸しスタジオは含みません。）等です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、ケータリング、移動を前提としたキッチンカー、露店営業等については対象外となります。

Ｑ３　イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、支援金の対象となるか？

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、営業時間短縮等のお願いの対象外となるため、協力いただいても支援金の対象となりません。

Ｑ４　ショッピングセンター内のフードコート全体が時短営業をした場合、フードコート内の全店舗が支援金の対象となるか。

営業時間短縮等のお願いの対象かどうかはフードコート全体ではなく、個々の店舗での酒類の提供などの要件により判断しますので、フードコート内の全店舗が一律に支援金の対象となるわけではありません。

Ｑ５　ショッピングセンターにテナントとして入居している酒類を提供していない店舗が、全館時短営業をした場合、支援金の対象となるか。

酒類を提供していない店舗は、営業時間短縮等のお願いの対象外となっているため、ショッピングセンター全館が時短営業を行っても、支援金の対象となりません。

Ｑ６　ホテル内にテナントとして入居している飲食店は対象となるか？

酒類を提供しており、通常の営業時間が 20 時以降の場合は対象となります。

＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

Ｑ７　ホテル・旅館の飲食場所は支援金の支給対象となるか？

酒類を提供しており、通常 20 時以降までの営業を前提として、①飲食提供専用スペースとして区分されていること、②宿泊客以外の者への飲食の提供を宣伝していることが申請書類から確認できない場合は支給対象とならない可能性があります。

Ｑ８　酒類の提供を行う飲食店とはどのような店舗か？

店内で飲食し、酒類の提供を行っていれば営業時間短縮等のお願いの対象となります。

Ｑ９　酒類を提供していない店舗は営業時間短縮等のお願いの対象外か？

酒類を提供していない店舗は対象外です。営業時間短縮等をお願いしている期間中であっても 20 時以降に営業していただいて構いません。

Q10　食事の提供がメイン（麺類店、レストラン等）だが、お酒を提供している場合は、支援金の支給対象となるか？

酒類を提供する飲食店は支給対象となります。

Q11　ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるか？

ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q12　酒類を提供するカラオケ店とはなにか？

カラオケ設備の提供者と恒常的な契約や、楽曲の利用料の支払いなどを行い、カラオケ営業する店舗において、酒類（酒税法第２条の定義による）を提供していることです。

なお、食品衛生法における飲食店営業許可証をもっているカラオケ店のみが対象です。

Q13　４月２日からの営業時間短縮等のお願いだが、４月１日 24 時（２日０時）から２日午前５時までの深夜営業は可能か？

営業していただくことは可能です。ただし、４月２日 20 時以降の営業については営業時間短縮等のお願いの対象になります。

Q14　営業時間短縮等のお願いの対象について、酒類の提供を行う店舗のみとした理由は？

長野県が営業時間短縮等の要請をした対象が酒類の提供を行う飲食店等であり、県が時短要請した指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等に人が流れ、感染リスクが高まることが懸念されることから、同様の店舗をお願いの対象としました。

＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

Q15　支援金は営業補償なのか？

営業時間短縮等のご協力をいただいた事業者様の事業継続を支援するものであり、営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではありません。

Q16　お願いに気づかず、４月２日から営業時間の短縮をできなかった場合、支援金の支給対象にならないのか？

４月２日から４月 15 日までの間で５日以上、自主的に休業又は営業時間短縮にご協力いただいた方が対象となります。

Q17　時短営業せず休業した場合、支援金の対象となるか？

営業時間短縮のお願いの対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も支援金の対象となります。また、協力いただく５日間に定休日が含まれる場合も交付対象になります。（従前より 20 時～午前５時までの時間帯を超えて営業を行う事業者に限ります。）

Q18　要請期間中はＧＷ前まで冬季休業だが、支援金の対象となるか？

新型コロナウイルス感染症の影響による休業でないため、支給対象にはなりません。

Q19　20 時までに営業を終了しなければいけないか？それとも、酒類だけを止めればいいか？

酒類の提供だけではなく、営業を終了していただくようお願いします。

Q20　お願い期間中、酒類の提供をやめて、20 時以降も営業する場合は、支援金の対象となるか。

営業時間短縮をしていないと判断されるため、支援金の支給対象にはなりません。

Q21　酒類提供を行う飲食店が、20 時以降はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、20 時以降も営業していただいて構いません。

Q22　酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取りやめ、20 時までの時短営業をした場合、支援金の対象となるか？

支援金の対象となります。

＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

Q23　酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でもよいか？

申請される店舗のものであることが分かるメニューの写真や酒類の納品書、伝票、請求書の写し等（４月２日前の発行)、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。

Q24　従前から酒類を提供していない飲食店は，支援金の対象となるか？

酒類を提供していない飲食店は，原則として営業時間短縮等のお願いの対象外となるため，時短営業等を行っても支援金の対象となりません。ただし，風営法に基づく営業許可により営業されている接待を伴う飲食店がお願いに協力した場合は、支給の対象となります。

Q25　対象エリア内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた支援金が支給されるか？

営業時間短縮等のお願いにご協力いただいた店舗数に応じて、1 店舗あたり 20 万円を支給します。例えば、事業者が２店舗分の申請をすれば 40 万円、３店舗分の申請をすれば 60 万円の支給を受けることができます。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。

Q26　市内に複数の店舗がある場合、全ての店舗で営業時間を短縮する必要があるか？

長野県からの要請指定区域外の全ての店舗に対して、営業時間短縮等のお願いをしておりますが、市からのお願いは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第９項の規定により行ったものではないことにご留意ください。

Q27　申請する際の店舗数はどうのように捉えたらいいのか？

原則として飲食店営業許可証の交付の数により判断しますが、場合によって実際の営業実態で判断することもあります。

Q28　社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人)、宗教法人は支援金支給の対象となるか？

営業時間短縮等のお願いの対象となる店舗を運営する者であって、自主的に営業時間の短縮等を行った場合であれば対象となります。

Q29　店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、支援金の対象となるか？

営業時間短縮の要請（４月２日）より前から要請対象となる店舗をオープンしていて、20 時～午前５時の間に営業していた実績がある場合、支援金の対象となります。

＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

Q30　期間の途中（４月４日など）で開店する予定であった。開店後、時間短縮すれば少しでも貰えるのか？

令和３年４月２日より前から開業していることが支給要件となっていますので、営業時間短縮等のお願いをした期間の途中で開店する場合は支給対象となりません。

Q31　20 時までの時短営業とは、具体的にどういった状態のことか？

20 時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。お客様が退店後、片付けや閉店準備のため従業員が残る必要がある場合は、閉店が 20 時を過ぎても可としますが、ラストオーダーや、飲食の提供が 20 時までであっても、お客様が 20 時以降も店内にいた場合には申請いただけません。そのため、**20 時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定**するなどの対応をお願いします。

Q32　以前は 20 時以降も営業していたが、コロナの影響により最近は 20 時に閉店していた場合は、対象にならないのか？

酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に 20 時以降まで営業されており、コロナの影響以後に 20 時までに時短された場合は対象になります。ただし、昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

Q33　以前から完全予約制で 20 時以降も営業をしている。この場合は対象となるか。

ＨＰやＳＮＳなどで営業時間を外に向けて周知している場合は対象となります。

Q34　飲食店について、例えば「土曜・日曜日」と固定した曜日だけ 20 時以降に営業している事業者が、午前５時から 20 時までの範囲内の時間短縮に協力した場合は、支援金の対象になるか？

曜日を固定して日常的に実施している場合は、対象となります。ただし、ＨＰやＳＮＳなどで営業時間を周知している必要があります。

Q35　通常の営業時間が午前５時から 20 時の範囲内だが、予約などの事前連絡にて不規則に 20 時以降に営業している場合は、支援金の対象となるか？

20 時以降の営業が臨時的なもので、通常の営業時間ではない場合は対象外となります。

Q36　全ての期間において、時短営業を行わなければ、支援金は支給されないのか？

４月２日から４月 15 日までの間で５日以上、休業又は営業時間短縮を行った場合に支給されます。

＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

Q37　「新型コロナ対策推進宣言」などを掲示していないと、支援金は支給されないのか？

支援金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「新型コロナ対策推進宣言」などを掲示していただくことが必要です。ただし、令和３年４月２日（金）時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていない場合は、遅くとも次に定める期限までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を開始することが支給の条件となっています。

○　営業時間の短縮を行った事業者は、４月 15 日まで

○　休業を行った事業者は、営業再開日（ただし、申請受付期限日まで）

※　※国、長野市の感染防止対策にかかるポスターなどでも可能です。

Q38「新型コロナ対策推進宣言」のステッカーを入手するにはどうすればいいのか？

入手方法については、県のホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#shitsumon

Q39　要請期間前（又は期間中）に廃業した。支援金の対象となるか？

要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象となりません。

Q40　休業届を提出して長期間休業しているが、支援金の対象か？

対象となりません。

Q41　以前から臨時休業していた場合は支援金の対象となるか？

短期間で一時的な臨時休業は対象となります。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によらない長期的な休業は支援金の対象とならない場合があります。

Q42　飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できるか？

申請できません。

Q43　飲食店営業許可証の有効期限が切れており，現在更新申請中だが，申請できるか？

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q44　飲食店営業許可証が、申請者名と許可書に記載されている営業者名が異なる場合どうすればよいのか。

飲食店営業許可証の営業者名を申請者名に変更していただくか、申請者が店舗を管理していることがわかる賃貸借契約書の写しか公共料金等の写しを提出してください。

＜県要請指定区域外の酒類の提供を行う飲食店等の皆様向け＞

Q45　2019 年（令和元年）分の確定申告書類を提出するということか？

2020 年（令和２年）分の確定申告書類でも構いません。